

消費者ネットワーク

2019年2月8日
第260号
一般社団法人
全国消費者団体連絡会
発行責任者 浦郷由季
TEL: 03-5216-6024
FAX: 03-5216-6036

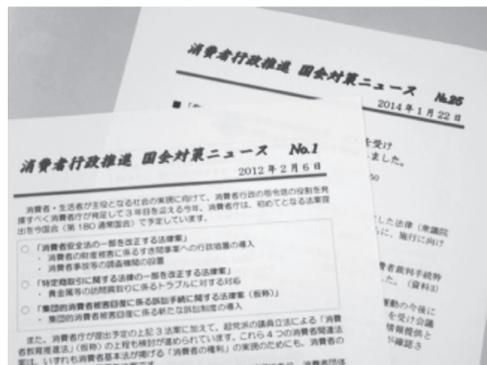


消費者団体が求めた消費者裁判手続特例法 ついに初の訴訟!

2013年12月に成立した消費者裁判手続特例法(2016年10月施行)は、共通の原因で相当多数に発生する消費者契約被害に対して、団体がまとめて救済できるようにした制度です。このような「少額多数被害」に対して消費者団体が原告となれる制度の実現は、消費者運動史に残る灯油ヤミカルテル訴訟(1973年)に代表されるように、消費者団体にとって長年の悲願でした。

2006年の消費者団体訴訟制度(差止請求制度)の実現を機に、全国消費者団体連絡会では消費者裁判手続特例法(集団的消費者被害回復制度)の創設を求めて、取り組みを本格化させました。54団体の賛同を得てネットワークを設け、意見提出や院内集会などを実施するなどの活動を行い、2013年の臨時国会で本制度は成立しました。(写真は当時の活動の様子)

2018年12月、特定適格消費者団体・消費者機構日本が学校法人東京医科大学に対し、平成29年度・平成30年度の入学試験において不利益な扱いを受けた志願者(受験生)への入学検定料等の返還を求めて、被害回復訴訟(損害賠償請求訴訟)を提起しました。これは、本制度に基づく初の訴訟です。その内容について、特定適格消費者団体・消費者機構日本の磯辺浩一専務理事にお話を伺いました。



賛同団体に向けたニュースの発行は
25回を数えました



2013年10月開催の院内集会の様子

もくじ

消費者裁判手続特例法に基づく初の訴訟が始まります	1
特定適格消費者団体消費者機構日本磯辺専務理事インタビュー	2,3
携帯電話の料金問題 学習会 開催報告	4,5
「輸入食品監視指導についての学習・意見交換会」開催報告	6,7
世界の消費者情報	8,9
意見を提出しました	9,10
消費者行政新未来創造オフィスたより	11
会員活動報告/会員活動予定/編集後記	12